

千葉県市原市における漢文石碑・資料の翻刻(一)

辻 井 義 輝

千葉県をその漢学活動を基準に区分けした場合、①上総・下総西部、②上総・下総東部、③東葛、④安房の四区域に分けることができるだろう。このうち上総・下総西部(千葉郡・君津郡・市原郡)においては、従来の研究では、一見して、君津郡においてのみ活発な漢学活動がなされていたように思われていた。千葉郡は一般の寺子屋教師を別として、それを越える学識があったと思しい学者に、五田保村の君塚玄圃、落井村の長谷川修竹、村田村の天羽南翁、千葉町の安井敏雄らがいるのみで、しかも、彼らの遺稿もほとんど残っていない⁽¹⁾。もつとも千葉町の都川、猪鼻山などは景勝地として知られていたため、多くの文人が景勝地を歌う漢詩を残しているが、それは、厳密には郷土に根差した活動とは言い難い。

君津郡は、まず飯富村鮑富神社の杜家深河(深川)氏から元携、光彦、猷栄など多くの学者が生まれており、さらに高柳村(現木更津市北部)にあった至徳堂では、鈴木元朋、時田佑のほか、松下葵岡、朝川善庵、正木幽谷、嶺田楓江、佐久間永世などが教え、その門下生として重城保、その縁者として織本東岳、佐久間鼎・省三、森長守らが

輩出した。また、それらと別の系統に、伊藤誠斎、木村利右衛門らも輩出した。彼らの遺稿も多く残されており、その漢学活動が極めて盛んだったことを窺える⁽⁴⁾。

市原郡(現市原市)については、本稿との関わりから、やや詳細に説明する。まず『千葉県市原郡誌』(千葉県市原郡役所、一九一六。以下『郡誌』と略す)では、漢文碑が三十、漢文資料が十二、漢詩が十八首、漢学者の伝記が十三件紹介されている。そのなかで目ぼしい者には、鶴牧藩修来館館長田中篤実、同次長豊田一貫のほか、鴉矢鹿門、日高誠実、鶴岡安宅がいる。さらに『市原市史』中巻、下巻、別巻、資料集(近世編3上)(市原市、一九八六、一九八二、一九七九、二〇一八)では、新たに漢文資料が十一、門人帳が二、漢学者の伝記が九、九人の漢詩が紹介され、鶴牧藩・菊間藩・鶴舞藩の藩校が概説されている。そのなかで、目ぼしい者には、西賀文伸、小貫庸徳、桐谷伝作、石橋奎、真板頑石がいる。また、川崎喜久男氏『筆子塚研究』(多賀出版、一九九二、以下『筆子塚』と略す)では、新たに十九の漢文碑が紹介されている。そのなかでは、石川逸郎が目

を惹く。『市原市八幡の石造物研究』（八幡史学館名所一〇〇選チー
ム・八幡の石造物研究会、二〇一三）では、八幡地域の十一の漢文碑
が紹介されている。⁵このほか、新たに十六の漢文碑が個別に紹介され
ているが、これについては各所で触れる。先行調査研究に基づく限
り、一見すると、市原郡には学者・文人がわりあい多くいたことが窺
えるが、現況において、その遺稿の残存はほとんど認められず、市原
郡で展開した漢学活動は、千葉郡よりは活発だったものの、君津郡に
比べると、さして盛んではなかったように見える。

しかしながら、筆者はこのほど、市原郡における漢文石碑・資料の
調査活動を始めるようになり、その活動を通じて、市原郡で行われた
漢学活動は、君津郡におけるそれに比べて、質量ともに、決して劣ら
ないものだったと思うに至った。ふりかえると、市原郡における漢学
活動の調査研究は決して周到に行われたものではない。学者・文人の
紹介はほとんどが簡略になされるにとどまり、また、その資料の翻刻
も誤字・脱字が目立ち、ほとんどが読むに堪え得ない現状にある。翻
刻どころか紹介さえされていないケースも極めて多い。⁶言い換えれ
ば、これまで市原郡の漢学活動が盛況にみえなかったのは、市原郡に
おける漢学活動が不活発だったからではなく、その調査研究自体が本
格的には行われなかったからなのである。このような郷学研究の出発
点として、先ず必要とされることは、何よりも、原典を翻刻すること
であろうと思われる。そこで、筆者は、本稿を手始めに、これから市

原郡内における漢文石碑・資料の翻刻を、次々と行ってゆきたいと思っ
るのである。

なお、本調査研究は、各石碑・資料をお持ちの方々、地域の方々の
寛大なご厚意・ご助力のおかげで成り立っております。皆様に改めて
深甚の感謝を申し上げる次第です。

凡例

一、本稿でいう漢学活動とは、往来物などにより「かな」を教え
るに止まらず、四書五経などを通じ漢文を教える活動や、漢文・
漢詩をオリジナルに創作する活動を指す。

一、本稿で取り扱う漢文碑・資料は、各時代の価値観や生活誌が
窺えるものや、歴史的事件を表記したものなど、文化的・歴史
的価値を有するものに限る。

一、単に物故者の俗名や戒名、係累、没年月日などを記したもの
は基本的に省く。また、宝塔の類も、通常、陀羅尼經の文言を
連ねたとどまるため、基本的に対象から外す。但し、高名な
漢学者による文は、それ自体、文化的価値を有するものである
ため、全て翻刻の対象に入れる。さらに、代官名主、名主家の
資料については、地域で長期間にわたり名望家と目されてきた
と同時に、地域の歴史に深く関わってきた存在であったという
歴史的意味に基づき、特記する場合がある。

一、翻刻にあたっては、異体字・隸書・篆書・草書は、できる限り正字体に直す。繰り返し記号は全て「々」で統一する。

一、原文は基本的に全て白文であるが、それぞれ句点を施すこととする。(但し、一部のものには、もともと句点が付されていたため、それはそのまま反映させる。その際はその旨特記する。)

一、判読不能の箇所には□を附し、脈絡や残存字形から類推して読み取った文字は()で覆って表記する。連続した文中に空白箇所が認められる場合には(空)を付する。

一、原文は追込みで表記することとし、改行は「」で表す。

一、行政区画については、便宜上、明治三十年四月施行の「郡」表記、明治初期における「村」表記を用い、さらに村内の集落については「○○地区」と表記する。

資料一 吉野常利墓碣と由緒書

当該資料は、旧松ヶ島村在住永井泰子氏所蔵の巻物を翻刻したものである。新発見資料である。この資料の存在は、永井家の古文書の整理に与かる鎌倉街道を歩く会・鎗田誠氏のおかげで知り得た。紙面を借りて感謝申し上げたい。当該巻物は、①成島司直(一七七八～一八六二)により和文で書かれた「奉先報徳偈」、②筒井政憲(一七七八～一八五九)⁸⁾により漢文で書かれた「吉野常利墓碣」、③旧

五井村・守永寺の住職闍譽上人により漢文で書かれた由緒書、④大江

堂よし彦による俳句の四部分から成る。本稿は、そのうち漢文部分のみを翻刻した。

永井家は、三河国吉野郷の出身で、松ヶ島村における草分け六家の一つといわれ、天正八年以前にすでに該地に定住していた⁹⁾。この巻物で取り上げられている吉野常利(寛永六年没)は、当家の始祖にあたり、当該資料において、松ヶ島の地を開発した人物として、その活躍が讃えられている。当家はこの人物から「吉野」を称し、代々にわたり、当主は「宇右衛門」を称し、名主・組頭を歴任した。松ヶ島村が天明五年(一七八五)、①榊原領と②天領↓佐貫藩領など↓中野領に分かれて以後は、¹⁰⁾後者の名主・組頭を歴任した。六代目宇右衛門の代になると、宇右衛門が三男・銀蔵を伴って隠居分家を成し、吉野家は二つに分かれた。¹¹⁾本家は屋号を「本郷」もしくは「七郎左衛門」といい、隠居分家は、屋号を「にいえ」もしくは「養右衛門」といった。明治になると、両家共に「永井」姓に復した。守永寺の住職闍譽上人による由緒書に明らかのように、当該巻物は本家「七郎左衛門」家と分家「養右衛門」家に分有されたものである。当該の巻物の所蔵者永井泰子氏は、そのうち「養右衛門」家の継承者である。「吉野常利墓碣」に出てくる吉野常房は、本家十二代宇右衛門常房のことで、「大江堂」もしくは「よし彦」と称した。¹³⁾

吉野常利墓碣

吉野常房者、上總州市原郡松島之邑長也、蓋其先永井平馬常利、

嘗捐三州之舊業而到此地、披榛「攘莽、及其室家、聿來胥宇、而故地」慕賢之徒、比々陸續、尾蹤而來歸、「于茲闢田起廬、乃疆理宣畝、遂成」一邑矣、常利嘗寓于同州吉野郷、「因以吉野爲族稱、子孫冒之、寬永」六年十月十二日、常利終于家、年「八十有五、常房其十一世孫也、蓋」累世爲邑長、上奉職下惠衆、勉業「恤窮、無所不至、是以闔邨信戴其教」誨矣、今茲常房、樹石勒祖勲、欲以「永貽于世、使子孫不隕祖業、不捐」家聲、乃謁成島司直、以國語記其「事歷、今復請余以漢文銘之、其篤志」實可嘉尚也、依銘之曰

遠去故園 到茲蠖蟄 薙荆披榛「爰肇安集 仰慕之徒 來歸成邑」職業愈勤 家聲益熾 累世奉謨「孝子不匱 祖勲永傳 受天錫類 時嘉永五壬子冬 七十五翁筒井憲撰并書

二公賜佳藻而既銘之碣、更寫二軸、留一軸、「用一軸、別置養右衛門道賢之家、七朗」左衛門常房之先、次門有三家、七郎兵「衛、七郎右衛門、所謂養右衛門道賢也、」欲以籍貫之功勲、與成邑之緣故、使永「四家之孫裔知之也、常房與余善友、筆」請余、々也短毫愚蒙、辭不可、敢賦「一絶」酬篤志云

來此肇披蓬 安居依祖功「芳蹤人所記 勒碑傳無窮」
元治元年甲子十月十二日 守永蘭若十四住

資料二 吉野常廣墓碣

「吉野常廣墓碣」は、旧松ヶ島村永井家墓地に現存している。筆者が調査するまで、厚く石灰化したコケの層に蔽われ、長く読解不能の状態にあった。新発見資料である。この碑は、資料一に出てきた吉野常房の父・十一代常広のことを語っており、常広が当地で医者として活躍し、さらに一時、江戸に出て松本養民と名のつて開業をしていたことを記している。また、常広は俳句でも著名だったらしく、半場里丸の『杉間集』（一八二六）の配本控えに「松ヶ嶋、吉野宇右衛門月人」と載り、その俳句は同編『雪のかづら』（一八二二）に収載されている。¹⁵⁾ 書は（恐らく撰文も）、次資料にでてくる岸光広である。

〔表・題額〕

吉野常廣墓碣

〔表・本文〕

吉野宇右衛門常廣、號鶴齋、月人、上總州市「原郡松ヶ嶋邨之人也、祖先永井常利長子」七郎左衛門平道丹九世之孫也、家世爲里「長、幼好學而披百家之編、紀事者必提其要、」纂言者必鈎其玄、工詩歌、能書數、識量清遠、「與俗不同、而醫術亦巧、三十有餘而寓于東」都、號松本養民、數年後復歸于郷焉、年四十「有三而率、于時天保九戌成年仲春十日也、」不肖男常房、不勝追慕、少

誌來歴、聊以述罔」極之念(空)(空) 卽繫以銘、々曰

親族稱恩 郷黨傳德 奄忽而没」曷勝悽惻 述此數言 少報罔極

次男貞吉郎光廣書

資料三 岸氏壽藏碑

岸氏壽藏碑は、旧松ヶ島村永井家墓地に現存している。この碑も筆者が調査するまで、厚く石灰化したコケの層に蔽われ、長く読解不能の状態にあった。新発見資料である。この碑には、資料二に出てきた吉野常広の弟・光広が、親戚である神谷文右衛門⁽¹⁶⁾を伝つて西大平藩の世話を受け、梅沢台陽(一八五九没)や大澤赤城(一八六五没)らに教わつたのち、岸素船の養子となり、京橋五郎兵衛町に書家として自立したことが書かれている。なお、ここには早稻田の正法寺に岸家の墓地がある旨が書かれているが、同寺に現存していない。

以上、資料一〜三から、永井家が学徳豊かな家であつたことを窺うことができるわけだが、永井家は、かつて、旧君津郡高柳村にあつた至徳堂の教授・正木幽谷(一七六一〜一八四六)にも嫁を出して⁽¹⁷⁾おり、これにより、永井家と至徳堂の漢学コミュニティとの関わりも想定することができる。この岸氏壽藏碑を撰じた深川元携(一八一〇〜一八五六)が旧高柳村に近い旧君津郡飯富村の出身であることも同様の意味で注目される。

〔表・題額〕

岸氏壽藏

〔表・本文〕

深川元携撰 臺陽梅澤典題額

岸光廣、號一陽、稱貞吉、上總國市原郡松島邑長吉」野宇右衛門常廣二子也、幼而學書、遍叩名家、以郷」里之師、寓於神谷善臣之家、善臣稱文右衛門、三州」西大平之藩臣也、居外櫻田之邸、以其親族、善資其」志、乃受業於臺陽梅澤先生、又受韻學於赤城大澤」先生、學業益進、終贅於岸素船之家、爲書學之師、家」居京橋五郎兵衛町、皆期其壽考有成、詎知天奪其」年、以嘉永六年癸丑四月十七日而終、春秋廿有八」兮、葬諸岸氏吉野氏之先塋、即牛込早稻田町長遠」山正法寺、與上總國市原郡松島之祖墳也、有一女、」名愛、年甫三歲、希紹其書學、余既與之同國、且有一」面之識、因題其碑、繫以銘曰 弱冠有名、勤學不息」天奪其年、千歲遺愛

友人巽齋梅澤敬之書
門人神谷佛藏善功

同 宇三郎

嘉永六年癸丑四月

岸氏民女
吉野相輔

資料四 阿闍梨憲英墓碑

当該資料は、旧白塚村寺町地区の徳藏院跡に現存する石碑である。

菊亭の四代に渡って存在し、初代が元文五年（一七四〇）に死亡し、二代が宝暦七年（一七五七）に没し、三代は生没年不明で、『福寿草』『師恩月花集』『百衛』の撰集があり、四代も生没年不明で、一万余句の万句合（文化十二）があるとされている。²¹左記碑文によると、梧桐園如圭は二德亭収月に師事し、師匠の死後、その後を継ぎ「松間舎収月」と名乗り、やがて寛政末頃、弟子「守菊亭収月」に跡目を継がせたとあり、この研究の空白を埋める可能性が期待できる。

〔表〕

梧桐園如圭道人墓碑

〔右〕

道人姓藤、名高秀、字貞幹、號梧桐園如圭、邦畿殿城之人也、父廣田高虎、母「諏訪氏、其先武藏守藤秀郷之族也、受邑於（淡）海之廣田、遂以廣田爲氏、世稱」郷右衛門、五世之祖高郷、慶元中當於（空）本邦龍興之時、爲散騎郎、數有戰」功、住於東都、三世以武見稱、延寶年間有故而邑除、於是萍遊入殿藩、至道人五世、皆有名譽、道人溫和而滑稽、自爲兒、常好誹諧詞章、思念無邪、頗有古人之「風、人以奇之、幼而喪父、累年又喪母、爲祖父高國被養、高國固善於兵法、英氣」卓絶、年已過七十、猶有壯士之姿、常試刀劔、是以道人亦朝暮勉勵、夙受十八般」之兵法、未弱冠而妙得其術矣、最善於騎射、長而讀諸子百家之書、事詩賦」文章、頗嗜老莊、又有四方之志也、天明之初、遂辭祿、躡躡擔登、

而遊於名山舊」墟、每風景必吟咏、移時讀其遺稿者、勝景如示掌也、終踰函嶺而至東都、」主於二德亭収月、於是都下之說兵法者與誹諧詞章之徒、皆聞道人衆技

〔裏〕

之富而望風、結交者衆矣、一日、収月謂道人曰、予是國風聯歌之支流、而」瑣々技藝固不足論、然至予三世未廢其業也、今老耄無子、幸養季」父澤田氏之女、有年願以配先生、先生能爲予贅以嗣先人之業乎、否」請再三、辭氣愿款也、道人觀其言之切、而終許諾之、以妻澤田氏、歲餘」収月病而沒矣、於是道人號松間舎収月、然道人固好山水故居、都下塵」土之郷、非其志也、於是擇門人有可以嗣業之才而讓焉、今稱守菊亭収」月者其人也、寛政之末、又携妻遊歷二總之間、南總府之釋秀元、聞道人之風」厚聘之、於是留杖於秀元、有年郷黨閭巷受業者數百人也、道人始讀佛」經以爲其說過老莊矣、文政中應招、又移於白塚里、而弟子彌衆矣、文政」中、妻澤田氏沒、道人獨居自若矣、今茲丙戌冬自封墳墓曰、衰老無子、不可」不備不虞也、門人相議曰、如先生者、德行君子也、須記其言行、以傳不朽、道

〔左〕

人曰、噫小子、此何言乎、夫孝者、德之本也、始於事親、中於事君、終於立身、吾」在家而不能事親、其罪一矣、在國而不能事君、其罪二矣、嗣業而不能立」身、其罪三矣、何有我之言行可以傳來

世者乎、門人退又議曰、不幸而去父母」之國者、何啻先生乎、古人皆然也、辭祿周流四方、豈其私乎、果不可謂三罪」也、強營墓碑、使予記其言行、乃爲之銘、々曰

巖々之石 其形依然 鄰々之水 其流不盡」箕山之風 蓬戸之心 長松獨立 自有德音

文政九年歲在丙戌十一月 南總 牛眠老人藤龍撰

資料六 進藤正家廟由緒書

当該資料は、旧町田村在住の佐々木伸明氏所蔵「街田軒内系図」²²において、「正家」の条に付された廟についての記述を採録したものである。この資料も新発見資料である。進藤正家の開発地主としての活躍ぶりを讃えている。進藤正家廟は現在残っておらず、これについては全く不明であるが、その廟に記されていた由緒書を採録したものだろう。なお、資料六、八、十、注二十六「月瀬荻野先生之碑」の発見は、旧町田村在住「にいや」(後出)の当主佐々木規夫氏のご助力なしにはあり得なかった。紙面を借りて、衷心からお礼申し上げたい。

旧町田村の進藤氏は、近江の佐々木氏に由来すると伝えられる。「郡誌」²³所載の従来の説によれば、天正七年(一五七九)に、近江の佐々木照長の子孫で、旧海保村切生地区在住の進藤加賀介の弟・玄蕃、図書が町田村に移り、農に帰したことに始まるとされる。²⁴これに対し、同系図では、長享年間(一四八七―一四八九)以降(時期は左

記由緒書による)、佐々木秀長の長男・照長が海保村切生地区に居を構え、その弟玄蕃正家(一五四八没、享年八十四歳)が初めて町田に居を構えたものと語られている。そして、玄蕃正家の子に玄蕃正延(一五九〇没)・図書の兄弟があり、図書は分家し、玄蕃正延が本家を継いだのだという。本資料は、進藤氏(佐々木)が町田にやって来た時節・いきさつについて、従来説と食い違う主張がなされており、興味深い。同系図によれば、本家(屋号「上」)は、その後、源左衛門元知、宗左衛門元政、惣左衛門正勝、惣左衛門正能、惣左衛門正次、惣左衛門正意、惣左衛門元寛、惣左衛門弥平次、惣左衛門元重、惣左衛門元康、惣左衛門元長、玄蕃正長、正路と続き、正路の代で「佐々木」姓に復し、その後、三代を経て、現当主・信明氏に至っている。当家は、代々名主を務め、寛永十六年(一六三九)、町田の知行が中島組、川瀬組に分かれた後は、²⁵中島組の名主もしくは組頭を歴任した。当家からは、さらに、源左衛門元知の弟・市左衛門、同弟・源兵衛を始祖として、それぞれ「むこうがら」「かど」が分家し、宗左衛門元政の弟・庄九郎を始祖として「にいや」が分家し、さらに「にいや」「勇右衛門」など(後述)が分家した。

正家 玄蕃

將略有餘、無由展其用、退而隱、處」則其地特之爲長城、没則百世廟」食香火不置、中嶋進藤氏之先曰、「佐々木秀義、近江鉅族也、世稱之」近江源氏、秀義之後曰、太郎秀長、」其第二子諱正家、

以名家之子、少「居將師之任、文才將略、固其天挺、」豐功偉績、
 炫赫史牒、長亨中、遭内「難、避讒、東奔上總、居中嶋、因易今」
 姓、闢荒鉏廢、築室居焉、時海内兵「革、流寇方熾、民不得安息、
 正家著」戎衣、執兵器、親禁其暴、旁勸課「農桑、惠恤孤寡、於
 是衆皆悅服、」相議推君爲里正、世襲其職、君「年八十四、天文
 十七年戊申春」三月十三日、罹疾而没、法諡曰、「江源院正壽善應、
 土人沐浴遺惠已」久矣、乃建廟祀之

資料七 進藤家遠祖碑

この資料は、旧町田村不動院跡に現存している。碑文に拠れば、こ
 の石碑は、江戸後期における進藤（現佐々木）本家の当主正長が、寛
 政期に消失した進藤玄蕃正家、同玄蕃正延の碑を再建したものなのだ
 という。撰者の鹿門老人錫元鼎は、上掲錫矢鹿門のことで、当時、こ
 の地方を代表する学者であった。書を書いたのは、当時能筆家として
 知れていた進藤勇右衛門知英⁽²⁶⁾である。当該碑文については、すでに滝
 口房州氏が滝口光之名義で、ほぼ全文を正確な書き下し文で紹介して
 いる。⁽²⁷⁾

〔表〕

江源院正壽善應禪定門

慈雲院無量觀海禪定門

〔左〕

古之君子、祭之日、僂然有見、其追遠也、愨々敬享、如今「日者、
 厚之至也、進藤英次正長之遠祖、進藤玄蕃正家、」同玄蕃正延、
 在天文天正之間、方今經三百有餘年矣、「遺碑在郷里海保邨遍照
 院境内、寛政中、嬰於回録之」災、遂失二碑之所在矣、正長乃以
 謂已失先古之碑、豈「謂子孫永不廢祭乎、於是新刻二祖之諡、與
 父元長之」諡於石、以建于町田邨不動院境内、嗚呼正長亦淳厚「
 追遠之孝子哉 弘化四年歲次丁未二月

鹿門老人錫元鼎識 藤知英書

〔裏〕

江 天文十七^甲年三月十三日 玄蕃

慈 天正十八^寅年八月三日 玄蕃

安 天保九^戌年正月廿四日 惣左衛門

〔右〕

安養院觀阿道春居士

資料八 街田保食祠碑

当該資料は、旧町田村在住の佐々木伸明氏（屋号「上」）邸内に現
 存している。新発見資料である。この石碑は、町田村中島地区の後園
 に稲荷祠を建設した由来を記すと同時に、進藤（現佐々木）氏が町田
 村を開拓したいきさつも記している。本資料は、進藤氏が町田にやっ
 て来たいきさつについて、資料六とともに、従来説と食い違う時節・

いきさつを述べており、興味深い。

〔表・題額〕

街田保食祠碑

〔表・本文〕

街田保食祠碑 芹塘久野庸善撰 鼎齋生方寛書并篆額

總州街田里正進藤正長、攜其家譜來、謂予曰、此所以吾家建稻荷神祠、將勒之石、願子之潤色之也、予謂正長不惟能續祖先之緒、又能欽其所奉崇、將以今後昆有所敬焉、甚可嘉也。乃約其譜曰、正長之先正一家、稱玄蕃、實江原秀義之裔太郎秀長之第二子、始詣京師、冒進藤氏、爲

天朝北面青侍、家舊藏稻荷神像、而正家居恒祈念護持、長享二辭職、來南總街田、闢草萊、填漸洳、墾土田家焉、其所居曰中島、於是乎、細民編伍、成村落、乃相謀創神祠於後園、以爲土之主、爾來進藤氏之家、春秋奉祀之、爲中島之地也、延袤數十里、丘林有焉、川澤有焉、稻田萬頃、最爲總中膏腴、而正家子孫多有之、世襲里正、傳至正長、蓋十九世云、銘曰 偉彼遠祖、斯創茲里、續舊傳新、綿綿祭祀、孝子不匱、神之所祉 天保十四歲次癸卯仲春初午日 後孫進藤正長謹建

資料九 勇右衛門家先祖代々墓

当該資料は、旧町田村の勇右衛門家墓地に現存する墓碑である。新

発見資料である。これまで代官名主・進藤勇右衛門家については、『郡誌』町村篇、『市原市史』中巻、五〇九頁で取り扱われたほか、研究上、何らの進展も遂げていなかったが、本資料（資料十一）により多くの新事実が明らかとなった。「勇右衛門」家は、貞享四年（一六八七）、⁽²⁸⁾進藤（現在は佐々木）本家（上）の当主・正意が、二男宗（惣）右衛門をつれて隠居分家したことに始まる。その後、惣右衛門又七郎、惣右衛門実延（平蔵）、実敏（弁蔵）を経て、さらにその子・知意のとき、初めて勇右衛門を称した。この勇右衛門知意の子が注二十六に記した勇右衛門知英である。こののち、当家は勇右衛門千濤、⁽²⁹⁾勇太郎と続き、現当主の惣一氏は、それからさらに三代目にあたる。⁽³⁰⁾また、惣右衛門又七郎の弟・九兵衛が江戸橋町三丁目「花屋」の祖となり、その孫が町田村中島地区在住の鈴木氏に婿入りし、分家「にえ」が創始される。さらに、惣右衛門又七郎の弟・五良七も分家し、「かんこう」の祖となる。「勇右衛門」家は江戸期、中島組の名主や代官名主（触元）を務めると同時に、この地域では指折りの素封家として知られ、例えば、明和三年（一七六六）、海保村の遍照院が石段を作った際の寄進者を記した石碑⁽³¹⁾には、当時旧海保村中郷地区で一番裕福だった鴉矢虎右衛門⁽³²⁾が一両二分出しているのに対し、宗（惣）右衛門（当時の当主は惣右衛門実延）は五両出している。⁽³³⁾

当該墓碑は、勇右衛門知意が寛政八年（一七九六）春の洪水を受けて、大祖進藤正家以来の墓を現地に移した旨を書いたものである。そ

もそも、それは大父・実延（一七一三頃～一七七二）³⁴が、村北にあつた玄番（天正年間（一五七三～一五九二）没）の墓がしばしば浸水するようになっているのを煩い、川北に設けていた実延の祖母（一七五〇没）³⁵の墓域に移したものの、寛政八年（一七九六）春の洪水でそれらが壊滅せんとしたからなのだという。樋口義幸氏によると、養老川は、従来、町田を基点に西南に流れていた流路を、寛政前後に大きく西北に変更したことが指摘されている。当該墓碑に書かれている「今茲春復水出、川流轉易」は、まさにこの頃に起きたことを語っているものであり、この碑文は、今後、この研究のために有益な資料となるだろう。書を書いた「萬松齋芳古道人」は、旧五井村上宿地区在住の中島家（屋号「松本」）がかつて寺子屋をしており、幕末に死亡したと思われる二世万松齋を輩出していることから、一世万松齋に当たる人物と思われる。

〔表〕

先祖代々墓

〔左〕

寛政八年内辰歳三月、謹移大「祖正家以迨先人實敏・繼父敏」泰歴世之墳墓矣、往昔天正中、「玄番没、葬邑北、後是卜兆於其」

側面、地近川水、氾濫數囓兆域、

〔裏〕

大父名實延憂之、先是葬其祖「母於川北、於是并移墓於其地、」

今茲春復水出、川流轉易、墓將「爲之壞、知意乃盡移之今地、烏」
瘞、我聞此衆生必死、死必歸土、

〔右〕

此謂鬼、魂氣歸天、此謂神、合鬼「與神而享之、教之至也、爲人子」者、不可不享此也、聊立墓石、以「報祖先罔極之恩、後嗣」
之者、勿敢怠祭祀焉矣

進藤知意識
萬松齋芳古道人、因古法書

資料十 進藤仲寧墓誌銘

この石碑は、旧町田村の勇右衛門家墓地に現存する。この資料も新発見資料である。この碑文からは、勇右衛門家の当主・進藤実敏（弁藏）の子・知意に、男子がなかなか生まれず、やむを得ず弟・懋徳を跡目にして、家を継がせたものの、その懋徳も短命で死亡してしまつたことが書かれている。撰者の菊間直とは、旧島野村の菊間士直（後出）のことであろう。だとするならば、この撰者もこれを撰した直後に、死亡したことになる。書をかいた中嶋徳齋は、資料九が旧五井村上宿地区在住の中島家（屋号「松本」）の先祖が書いたと思われることから、同じ一族であることを予想できるが、不明である。

〔表〕

文孝院實相了阡居士

〔左〕

進藤仲寧墓誌銘

君名懋德、字仲寧、父實敏、母山腰氏、伯兄曰「知意、仲寧三歳喪父、其母操行甚高、恤養幼」孤、仲寧成長、能事母與兄、伯兄娶根本氏之「女、無子、故以仲寧爲嗣、仲寧幹事、家政善治、

〔裏〕

既而罹病、以寛政九年閏七月二十三日没、年二十八、親戚朋友慟哭、不堪哀、嗚呼、仲寧「叡悟聰明、自幼好學、不愧下問、又善草隸、其」業有進、不幸短命没、余嘗友善、故記其生平」以不朽之於石、并銘（空）銘曰

〔左〕

克敏伊子、維秀維棼、耽心儒術、游目「典墳、兼又善書、云與斯文、如何昊天、」降菑於君、嗚呼命哉（空）（空）菊間直誌

德齋書

德齋者、仲寧之妻中嶋氏之從兄也、因爲書之

資料十一 山子旭之墓

当該資料は、旧二十五里村下河原地区の山越家（屋号「本郷」〔三郎兵衛〕の墓地に現存する。この資料も新発見資料である。この墓碑は、資料十で述べられている進藤懋徳が撰し、かつ建設したものである。資料九にでてきた知意はその兄にあたる。資料十では、進藤実敏（弁蔵）の子・知意に男子が生まれず、やむを得ず弟・懋徳を跡目

にして、家を継がせたものの、その懋徳が短命で死亡してしまったこ

とが書かれていたが、この碑文では、その少し前の勇右衛門家の事情を記している。該碑によれば、進藤実敏（弁蔵）が死亡した際、跡取りの知意はまだ赤子であった。そのため、実敏の弟・敏泰が跡を継いだのだが、敏泰もしばらくして死亡してしまったのだという。知意は恐らく、この後暫くして相続したと思われる。また該碑によれば、進藤敏泰の妻・山腰（越）氏の実家にも、同様のことが起きていた。山越家では、当主・三郎兵衛が死亡すると、跡継ぎがいなかったため、やむなく、その弟・利兵衛に嗣がせた。しかし、その利兵衛も後継ぎがないままに死亡してしまい、そこで、進藤敏泰と山越氏の間になされた知信を山越家に養子に出した。しかし、その知信も二十二歳で夭折してしまったというのである。

〔表〕

山子旭之墓

〔左〕

是廿五里邑山腰利兵衛之義子知信之墓也、「知信字子旭、幼名八十六、實懋徳之同母弟、而」母則山腰三郎兵衛之長女也、三郎兵衛有女、「無男、弟利兵衛爲嗣、利兵衛又無嗣、故知信爲」義子、明和壬辰、先人没之日、以家兄知意之在「襁褓、而叔父敏泰爲繼、安永丙申五月繼父、又

〔裏〕

没、時年二十二、乃有遺腹、以同季十月廿一日」生、即知信也、幼而穎悟、孝弟溫文、及其長、則將「爲偉器可知也矣、而寬政癸丑九月廿二日、俄」然罹病卒、享年僅十八、親戚慟哭、朋友悲悼、不「可言也、父子不相見、而相與短折、何爲其不幸、」抑亦天乎、命乎、且人生而立身、則顯其親、没而

〔右〕

有嗣、則濟其美、知信無一於茲、家母甚太痛惜、」於是樹碑表墓、大峯先生銘之、銘曰

梨花先晚風飛、梨實遭寒雨落、父子不及相見、」嗟乎、奈命之薄

寬政七季乙卯九月 町田 藤懋德序并建

東峨源彭書

資料十二 征矢正壽翁墓表

当該資料は、旧海保村上郷地区・公家之台に現存する征矢家（屋号「つかごし」）の墓碑である。「つかごし」は、この付近の古老によつて、爾来、伝説的な存在として語られてきたが、明治末年に磊落して以降、行方不明となり、⁽³⁸⁾ 県会議員を務めた征矢善四郎⁽³⁹⁾に関するほか、その実態は全く分かっていなかった。今回発見した資料十二・十三からは多くの新事実が窺える。この碑は、征矢正寿（一八六五没）が勤勉に努力を重ね、数年後に、地域における富豪となったことや、さらに文化末年から文政元年（一八一八）まで、領主筒井政憲に十分に取

り立てられ崎陽（長崎）まで随行した後、文政八年（一八二五）、父の跡を継いで名主となったこと、また、嘉永三年（一八五〇）、筒井政憲が近海岸見聞御用に任じられ、房総諸州を巡視した時に征矢家に立ち寄り、この際、屋根をふき替え、新たに屋敷を建てて出迎えたところ、その褒美として書を賜り、名字帯刀を許されたこと、嘉永七年（一八六〇）、再び江戸に召し出され、中小姓に取り立てられたことが記されている。撰文は、旧海保村中郷地区の鴉矢元彰⁽⁴⁰⁾による。

〔表〕

玄了院大法演義居士

〔左〕

征矢正壽翁墓表

翁諱正壽、征矢氏、通稱市郎右衛門、上總海保」村人也、祖諱某、父諱某、皆有善名、翁夙有興家」之志、勤儉自率、夙夜不怠、於是乎貨財大殖、數」年之間、富冠一郷云、征矢氏之家、世爲」和泉守筒井君采地、文化之末、（空）筒井君任崎」陽鎮墓、翁列士從行、文政紀元戊寅之年、辭而」歸省于家、八年、繼父之跡爲里正、嘉永三年秋

〔裏〕

七月、（空）筒井君遷任紀伊守、巡視房總諸州之」邊海、歸途枉駕於征矢氏之家、翁新葺屋構亭、」尊崇備至焉、（空）君嘉賞之餘、有自書之賜、又許」稱姓佩刀、七年春二月、再召入江都、進班中

小」性、託以小梅別墅、居數年、致仕歸、慶應紀元歲」次乙丑冬十一月十七日、以病歿于家、享年七」十有六、葬於先人之墓側、配錫矢氏、生一男三」女、男正般嗣家、三女皆嫁焉、翁爲人、溫厚沈實、

〔右〕

其實足於中而其華不見於外、(空)筒井君擢翁」於耒耜之間、如眷々不能遺者、固非偶然也、嗚」呼、翁之德、其可不以表於後世哉、翁沒之明年、」正般使余表其墓、余於翁爲父執、又有通家之」義、不得辭以不文也

慶應二年丙寅冬十一月 錫矢 元彰表

孝子 正般建

資料十三 征矢君墓碑銘

この資料は、海保村上郷地区・公家之台に現存する征矢家(屋号「つかごし」)の墓碑である。資料十二と同様に、これも新発見資料である。当該資料は、資料十二に出てきた征矢正寿の長男・征矢正般が、十八歳になって家政を担い、弘化三年(一八四六)、名主見習となり、嘉永五年(一八五八)頃、正式な名主となった後、文久二年(一八六二)、苗字帯刀を許され、その後、士分に取り立てられ、明治元年(一八六七)～七年(一八七四)、再び名主を務めたことが記されている。また、筒井政憲の第三子・檢校福住順賀の娘を養女とした

ことも記されている。この正般のもとに、旧青柳村北青柳地区・山下家(屋号「はしむかい」)から養子に入ったのが、資料十二に記した善四郎である。撰文は、漢学者・小貫庸徳(註)による。小貫庸徳の妻が、筒井氏であることはその墓碑によって知られていたが、それが筒井政憲の孫娘にあたることは、この資料で初めてわかった。

〔表〕

明徳院健公惠長居士

〔裏・題額〕

征矢君墓碑銘

〔裏・本文〕

陸軍少佐勲四等從六位筒井義信家額

君諱正般、稱健藏、別號竹里、征矢氏、上總市原郡東海村海保人、家世業」農、考諱正壽、稱市郎右衛門、妣錫矢氏、君十八歲當家、勤儉從事、家道漸」裕、海保本屬幕府奉行筒井肥前守政憲采地、弘化丙午春、君試里正、越」六年、進爲眞、文久壬戌秋、許姓氏佩刀、蓋異數也、後又進班士爲委吏、明」治元年、本村始屬宮谷縣、後歷菊間、木更津、更轉千葉、君以里正鞅掌、其」間廉名四聞、七年九月辭職、廿二年夏、俄獲病、沈綿累月、遂以七月廿二日歿、葬於本村南郊先塋之次、法諡曰明徳、原配手島氏、先歿、生一男曰」市藏、夭、一女曰久、繼配日吉氏、無子、養姪山下氏子善四郎、配以女、爲本」村村長、君爲人恭遜、少學錫矢鹿門、

略有所得、持己儉素、好酒不多飲、接一人和易、不加以聲色、最長理財、家致累巨萬、房總二州不乏素封、而未有「速致富饒如君者、君好爲善視佃戶如子、饑寒困窮、必賑恤之、是以人莫」不敬愛焉、檢校福住順賀、肥前守第三子也、戊辰冬、有故來倚君、君以其「爲故主子、厚遇之、順賀無子、有一女、君養爲子、遂歸於余、君之歿、嗣子經」紀後事、囑銘余、余已爲姻屬、義何得辭、乃銘曰

儉素自率 終始克勤 富能潤屋 德能潤身 芝玉爲嗣 根蒂益堅 綽綽餘裕 以垂後昆 君之不朽 豈止斯文

明治二十四年龍集辛卯七月

小貫庸德撰 中根聞書

伊藤米年鐫

資料十四 菊間家念祖碑

当該資料は、旧島野村谷島野地区在住の菊間敬治家（屋号「上」）に現存する石碑である。新発見資料である。この碑には、開発地主・菊間氏の往古からの歴史が概略されている。これは菊間藤左衛門文彬（一八〇五〜一八七七）が、子弟の縁を頼りに、大澤赤城（一八六五没）に執筆を依頼したものだ、ほぼ同内容の和文が「祖先旧記覚」（『市原市史』資料集（近世編2）一五〇〜一五一頁）に記されている。該碑によれば、景行天皇のとき、宇馬野郷に住んでいたものは十二人に過ぎなかったが、祖先・宇馬野藤内は、その際、その首長を

務めていた。陽成天皇のとき、鳥穴神社に奉幣使がやって来た際は、藤内某がその先導をし、この際、地名を「島野」と改めた。文明年中（一四六九〜一四八七）、藤内信文のときに、養老川が氾濫し、字・古屋敷から現宅地に移った。また、藤内信文は、菊を大変好んだため、姓を「菊麻」に改めた。数代して、五良作教文は、長男・政文に跡目を継がせる一方、弘治二年（一五五六）、次子に別家を建てさせた（九郎右衛門家の祖⁴²）。三代後、藤左衛忠文は、慶長二十年（一六一五）、検地の際、その案内役を担った。それから七代目藤左衛門義文のとき、宝暦八年（一七五八）、その弟・義房⁴³が別家を建てた。しかし、その義房は眼病を患っており、家政が執れないので、兄の次男・万五郎某がその後継ぎとなり、与平次家の祖となったという。そして、自分（藤左衛門文彬）が、現在、無事に村政を担えているのも、祖先の遺徳のおかげなのであり、子孫に向けて、決して先祖の築いた事績を貶めないようにと戒めている。

〔表・題額〕

念祖碑

〔表・本文〕

東都 赤城大澤賢撰

上總國宇馬野、今市原郡屬邑也、其里長曰菊麻、藤左衛門文彬、嘗學韻學於我、是歲癸丑春、出都訪我、乃謂曰、在昔景行天皇時、住焉者十又二人、而吾遠祖宇馬野藤内、爲之首長、數世後、

亦稱藤内某、陽成天皇」之朝、有奉幣使于土神島穴明神、藤内爲之鄉導、是時改邑曰島野、蓋」因神號也、其後數世、藤内信文時、文明年中、養老川溢、田畝紊亂、故自」今呼古屋敷所、遷今宅地、信文性甚好菊、愛養備至、乃改氏曰菊麻、菊」取其芳、麻取其直也、又數世稱五良作教文、生二子、教文老而嫡政文」爲之後、弘

治二年、教文將次子某別建家、今九良右衛門祖也、其三世」稱藤左衛門忠文、當慶長二十年、(空)縣官新正經界也、忠文爲之鄉導、忠」文七世亦曰藤左衛門義文、寶曆八年、其弟義房、別建家、不幸有眼疾、」不能爲家、養兄次子萬五良某爲嗣、今與平治祖也、嗟乎、自藤内爲里」長、世々皆公廉儉恭、能不廢其職、經年數百、歷世數十、到乎今、如愚不」肖文彬者、所以管轄閭邑賦稅之事、不爲衆人所卑視者、皆是祖先餘」德所致、而文彬不肖之力、毫無有也、可不畏哉、可不敬哉、於是乎略記」其所由、而勒諸石、庶幾欲使爲吾孫子者視之、而夙夜勉勵、無墜其舊」業焉、先生以爲何如、我聞之曰、於戲孝哉、文彬勿念爾祖、聿脩其德、其」吾子之謂邪、速襄其事銘曰

綿聯菊麻 總之舊家 世々勒職 無可珍瑕 今茲堅珉 不磷雖磨
孫兮子兮 仰止嗣嘉

資料十五 菊間家念祖碑移転の碑

資料十四は、もともと、かつて存在した菊間家の裏口に通じていた

道路沿いに建てられていたらしい。当該碑は、その跡地に建てられている。南摩綱紀(一八二三〜一九〇九)に撰文を頼んでいる。新発見資料である。該碑に出ている菊間榮三郎は、明治四十四年、四十九歳で没している。

〔表〕

(菊) 間氏念祖碑、(本) 在此處、數十世孫榮」(三) 郎、恐塵土
澆之、移之庭内、更建此碑、」請余(記) 其由、因識之云

明治□□年三月 從六位南摩綱紀

資料十六 菊温夫妻墓銘

当該資料は、旧島野村谷島野地区の三光院跡に現存する菊間士直の墓碑である。新発見資料である。該碑は、裏側・右側の摩耗・欠損が著しく、暗がりにより明かりを灯して、長時間観察することで、はじめて判読し得た。該碑によると、若き士直は漢詩に秀で、その向学心から、置手紙をして勝手に家を飛び出し、江戸で塾を開いていた池田貞のもとに学びにいらしてしまつた。そして、そこで三年学んだのち、母親(征矢氏)のことがどうしても心配になり、やむなく帰宅すると、母親は果たしてすでに病褥にあり、間もなく死んでしまつた。そのことにショックを受けた士直自身も、摂食に障害を来し、急死を遂げたのだという。

資料十四では、藤左衛門義文(茂文)までの菊間氏の来歴が記され

ていたが、これ以降については、西脇康氏の研究⁽⁴⁾に詳しい。同氏によると、藤左衛門茂文は、その父・藤左衛門（法寿）の跡を継いだあと、名主、割元兼帯を担い、宝暦十三年（一七六三）に没した。その次の代・藤左衛門光照は、名主に就任しないまま、天明元年（一七八一）に没したが、その次・藤左衛門秀信は、割元、徒士格となり、寛政六年（一七九四）致仕した。その次・藤左衛門秀寿は、名主、割元徒士格となり、天保七年（一八三六）、六十五歳で没した。その次・藤左衛門文彬が落合宇右衛門家から養子に入り、名主、割元・徒士格、名主となり、明治十年に没したという。この文彬が、資料十四で大澤赤城に撰文を依頼した人物である。菊間士直は、寛政九年（一七九七）、二十歳で没している。このことから、その父藤左衛門某とは、右記・藤左衛門秀信にあたることがわかる。士直の学業が十三歳で成ってから、父親が常に病褥に臥せるようになったことも、秀信致仕の時に重なる。この墓碑には、さらに士直は未婚で、子供がいなかったため、国吉氏から藤兵衛をもらって士直の養子としたと書かれている。上掲「祖先旧記覚」（『市原市史』資料集（近世編2）一五二頁）には、士直について「半蔵病死、文学ニ長シ孝心厚、宝珠院是也」と記されているほか、士直は相続したものの、まもなく死んでしまったので、やむなく寛政元年（一七八九）に別宅した藤左衛門弟の藤助が本家に戻り、その娘に旧松ヶ島村・国吉氏からの養子を娶せて相続させたとあり、この記事を裏付けている。この藤兵衛とは、

右記・藤左衛門秀寿にあたるだろう。

〔表〕

瑞法院和雲光照居士 天明元年辛 丑九月廿日

一實院阿闍妙詮大姉 寛政三辛亥 六月廿一日

實相院法譽妙喜大姉 寛政十一己未 六月廿六日

白蓮院炳現道阿居士

〔左〕

寶珠院凌歸温卿居士 菊温夫墓碑銘

君名士直、字温夫、稱半蔵、自其先、氏菊麻、蓋「莫詳出自、世々邑大姓也、父藤左衛門某、母」征矢氏、生二女一男、男乃温夫也、自幼好學、「遊高僧碩學之間、十三業已、以善詩聳動其」郷家、翁常以在病褥、阿母圖家計、以助其費」云、先是因姻家山口氏轉贈贄于余、請益、遂

〔裏〕

請游于東都、父母不許之、投書辭膝下、優游」（于）余塾三春、既自經史、暨諸雜家、通涉殆遍、「常口實、閉戸鑿壁之風、年及弱冠、無聲色之」好、其爲人也、輕財踐言、與人接遇之間、不及一言半舌貨利之言、聞人艱難、則來往就勤、「性至孝、常恐闕定省、不果其志而歸、阿母亦」在病褥、而疾大漸、溘然逝矣、哭踊之餘、失飲「食之節、終不勝喪而卒、實寛政九年十月十」日也、嗚呼、哀哉傷哉、享年僅二十歳、乃卜宅

〔右〕

兆、葬先塋側、既襄事矣、君未有仇儂、故無嗣」家、翁乞國吉氏之子爲嗣、乃當士直之子行」也、養子藤兵衛、相卜別建一碑于邑三光院」境内、蓋碑面于法題焉、哀其志不果、乃屬一辭、勒碑陰、銘之曰

斯爲温夫之移兆 形于彼乎消」名于是不朽 同國櫃川 池田貞撰
文化二年乙丑冬十月日

注

(1) 千葉郡、君津郡、市原郡における寺子屋活動については、『千葉県教育史』(千葉県教育会編、一九三八～一九四一)が触れているほか、川崎喜久男氏『筆子塚研究』(多賀出版、一九九二)、国立歴史民俗博物館『筆子塚資料集—千葉県・群馬県・神奈川県—』(『非文献資料の基礎的研究(筆子塚)』二〇〇二)が包括的な調査研究をしている。

その他、千葉郡における文教活動については、以下のものがある。『千葉県千葉郡誌』千葉県千葉郡教育会、一九二五、二六九～二六七頁、八二二～八二七頁。『千葉市誌』千葉市、一九五三、五〇六～五〇七頁。『千葉市教育史』通史編上、五～五二頁(千葉市教育委員会、二〇〇〇)、同史料編一、三～九十一頁(同、一九九七)。君塚玄圃については、川名登氏『評伝・赤松宗旦』(彩流社、二〇一〇)がある。

(2) 上掲『千葉県千葉郡誌』九六三～九六六頁。
(3) 深河(川)元携をはじめ、深河(川)一族については、『袖ヶ浦町史』通史編下(袖ヶ浦町史編纂委員会、一九八三)四九三～

(4)

四九六、七三二～七三六頁、大室晃氏『いちほら人物譚』海潮社、一九八三、一六三～一六五頁に詳しい。

君津郡における文教活動については、以下のものがある。『君津郡誌』下巻(千葉県君津郡教育会、一九二七)第二編第二章人物、『袖ヶ浦町史』通史編下(袖ヶ浦町史編纂委員会、一九八三)第五編第八章文化、第六編人物。『袖ヶ浦奈良輪・鳥飼家文書目録』下(千葉県文書館、二〇〇九)八～十頁。また、玉川和彦氏編『いしづみを訪ねて』(私家版、二〇〇二)には、君津郡における漢文碑が三十一基、同編『いしづみを訪ねて・第二輯』(二〇〇六)には、同郡における漢文碑が二十三基翻刻されている。さらに、嶺田楓江については、明石吉五郎『嶺田楓江』(博文館、一九一九)、至徳堂については、三浦茂一氏『近世教育の一断面—上総の郷学「至徳堂」の歴史—』(齋書房出版、二〇一四)などがある。重城保については、菱田忠義・重城良造氏編『重城保日記』第一～第十卷(うらべ書房、一九九〇～一九九七)があり、同書九卷には重城保撰による五十四の漢文碑の翻刻と書き下し文、さらにその漢文で書かれた著書『青崖詩鈔』『青崖詩稿』『青崖遊浜日誌』の影印が収載されている。

(5)

筆者はそれら全ての翻刻、書き下し文の添削・助言をしている。但し、鶴牧藩修米館の刊行物として鶴牧版『史記評林』があるほか、日高誠実・鶴岡安宅については伝記・翻訳研究が進んでいる。日高については、近著に渡邊茂男氏『房総の仙客—日高誠実—』創英社、二〇一七があり、鶴岡については、小幡重康氏『口語訳・鶴岡安宅』(松陰山房日誌)抄『東金郷校記』(『南総郷土文化研究会誌』十三、一九八二)、同『口語訳・松陰山房日誌抄・荻谷橋居記』(『市原地方史研究』十二、一九八二)があり、さらに『東金市史』総集編(東金市役所、一九八七)一〇〇～一〇九頁に、その著書の翻訳や伝記がなされ、また上掲『千葉県教育史』巻一、一九三八、八五八～八六一頁、『夷隅町史』資料集、(夷隅町史編さん委員会、二〇〇二)

(7)

一〇三七〜一〇五八頁に、その基礎資料の翻刻がなされている。筆者は、令和元年十二月三日現在、市原郡における漢文で記載された石碑を百二十三基（注五に記したものは除く）採録している。そのうち、既に発見され、その原文が何らかの書物に掲載されているが、誤植や脱字が多かったり、抜粋による紹介にとどまるものだったり、書き下し文のみの紹介だったりして、きちっとした形で紹介されていない漢文碑が二十二基あり、既に発見され、原文もほぼ間違いなく発表されているものの、訳注やそれについての分析・考証がなされていない漢文碑が五基あり、正確な原文を掲載し、それについての分析・考証をなしているもの、書き下し文に問題がある漢文碑が一基ある。それ以外は全て新発見である。また、明治期の地方新聞（東海新聞、東海新報、新総房、千葉毎日新聞）の漢詩欄や千葉県文書館蔵岡田利政家文書、同露崎家文書などから、数百首の漢詩や三部の漢文資料を採録し、また各所で十六冊の漢文資料、一冊の寺子屋門人名簿を発見している。これらの漢詩・漢文資料も九割以上が紹介さえもされていない。

(8)

筒井政憲は、嘉永三年（一八五〇）、近海岸見聞御用を命じられ（寛政譜以降・旗本家百科事典 第3巻、東洋書林、一九九七、一七六一頁）、房総諸州を巡視している。この際、人足や馬、宿泊先の手配などの負担が、馬加村、検見川村、曾我野村、八幡村、北五井村、松ヶ島村、奈良輪村などに割り当てられ、各村の名主がその任に当たった（『通航一覽続編』第五巻、清文堂出版、一九七三、三二五〜三二六頁）。松ヶ島村で天領の名主を務めていた吉野宇右衛門は、松ヶ島村、島野村、青柳村、飯沼村、出津村、玉崎新田五ヶ村の惣代を言い渡され、その任に当たっている（『市原市史』資料編（近世編3上）七六頁）。本資料は、その際、吉野家が払った労苦に対する報酬として、筒井政憲に執筆を願ったものだろう。奈良輪村名主鳥飼家は、同年、筒井政憲から書を賜わっており（千葉原文書館所蔵・鳥飼家文書「し三十七」）、またこの際、筒井政憲を自宅に滞在させ

た海保村の名主征矢家も書を賜わっている（資料十二）。また、時期を異にするが、市原郡下野村、同押沼村、同中野村にも、多くの筒井政憲の書が残されている（塙節子氏「筒井伊賀守政憲の書と領主筒井氏」『上総市原』市原市文化財研究会、二〇一七、九四頁）。このように見てみると、筒井政憲は、褒賞の一つとして書を受けるとを常習としていたことがわかる。

(9)

落合忠一氏「松ヶ島漁業史」（私家本、一九七二 一八〜二十三頁。なお、同書同頁によれば、草分け六家は元来九家だったが、しばらくして三家がなくなり、六家となった。

(10)

『市原市史』中巻、二二七頁

(11)

永井泰子氏所蔵の栗位牌背部の書き付けに拠る。

(12)

大正六年（一九一七）の高潮で、東京湾沿岸部は大きな被害を蒙り、五井附近では、墓石も流れてしまった。このため、旧五井村上宿地区の守永寺には、当該住職の墓石・位牌が残っておらず、この住職の没年などは一切わからなかった。しかし、後に作り直した位牌のなかに、「十四世 廣蓮社闡譽上人法阿一道順昇和尚」と書かれた位牌があり、その存在が確認できた。

(13)

永井家墓地にある成島司直筆の歌碑の裏に、「大江堂吉野宇右衛門常房」と掘られている。吉野常房の俳句は、「松ヶ島村養老神社奉納俳諧額 手向のふしき」（『市原市史』資料編（近世編3上）九七二頁）のなかに収載されている。

(14)

千葉県立中央図書館蔵・河崎英斎『房総医家人名録』（一八二五年）には、「同 有帶下淋瀝之妙法 松ヶ島 吉野七郎左衛門」と記載されており、これはこの吉野常広のことを指している。ここにてく「同」は、「本科」（眼科などではない）の意である。「有帶下淋瀝之妙法」とあり、泌尿器科、婦人科治療で評判だったことが知れる。

(15)

加藤定彦氏「関東俳壇史叢稿―庶民文化のネットワーク―」（若草書房、二〇一三）四四一、四五三頁。同書によると、半場里丸は、上総国夷隅郡行川の出身で、化政期に活躍した俳人。なお、その翻刻は

- 『夷隅の俳諧』(夷隅町史・資料集別巻、夷隅町史編さん委員会一九九七)に収載されている。
- (16) 神谷文右衛門は、この頃、西大平藩小弘方を務めていた。(『市原市史』資料集、(近世編2)一五五頁など)
- (17) 正木幽谷は、君津郡神納村出身で、その漢詩は兪樾編『東瀛詩選』にも採録される。『袖ヶ浦町史』通史編下(袖ヶ浦町史編纂委員会、一九八三)七二八～七三三頁に詳しい。
- (18) 鴛矢鹿門(一七九八～一八六二)は、字を鎮卿、啓藏といい、致一斎、帰耕軒などと号した。大田錦城に師事し、のち、江戸で私塾を開いて成功するが、跡取りがいなくなったために郷里・旧海保村中郷地区に帰り、暫くして自宅で私塾を始めると、これも大いに成功した。当時における市原郡を代表する学者である。その伝記に『郡誌』町村誌篇、七九七～七九九頁、滝口房州氏『上総の人・海保漁村』四十七～五十三頁、同『鴛矢鹿門』(『市原地方史研究』第十号、市原市教育委員会、一九八〇)がある。
- (19) そもそもこの遺著は、昭和四十九年、滝口房州氏が、海保漁村の研究をしていたとき、その子孫鴛矢秀虎氏の好意でその複写と公表を許されたものだといふ。
- (20) 碑文所載の「南總府」とは、「南總府中」の略称であろう。「南總」は上総国の別称である。「府中」は市原郡能満村の別称である(『市原市史』資料集(近世編3上)六〇五～六〇六頁)。能満村日吉山神王院住職・秀元の存在については、上掲書六一頁所載資料により確認できる。
- (21) 大野温子氏「収月」『俳文学大辞典』角川書店、一九九五、三八五～三八六頁
- (22) 「街田邸内系図」は、宇多天皇から進藤正路に至る進藤本家の系図、さらに、その分家七軒と町田村に居住するその他の家々二十四軒の系図が記され、これらに宝暦十年宗門人別帳の進藤本家部分の写し、進藤本家とその分家の分地高帳写し、如意丸と進藤正長の和歌が付
- されている。内容から言って、幕末の当主・進藤正路が過去の宗門人別帳を基に作成したものでろう。今回発見されたこの資料は、同じく新たに発見された進藤正路(佐々木脩内)作成の「字一筆限地図」(一八七六作成、分家「にえ」所蔵)とともに、今後、町田村の歴史をたどるうえで基礎資料となっていくことだろう。
- (23) 同書七九三、八一八頁
- (24) なお、切生の佐々木氏については、文和元年(一三五二)に同地に農民として下野した一族だとされる。さらに遡って、切生には、平安時代から、在地領主の佐々木氏が存在したとされ(以上、『海保根元記』『市原市史』資料集(近世編1)六六二頁)、同氏は、文和元年(一三五二)に滅亡した(『郡誌』町村誌篇、八一五頁)といわれるが、切生の佐々木氏は「海保根元記」において、その在地領主の佐々木氏の末裔として語られている。
- (25) 『郡誌』町村篇、七六一頁
- (26) 進藤勇右衛門知英(一八一～一八四七)は、当地二十有余村の名主を率いて、触元(代官名主)として諸名主を牛耳る一方、訴訟の解決にも定評を有し、また幼時に市河米庵に弟子入りし、その学才は右に出るものがないと称されていた。この人物については、『郡誌』町村篇、七九三～七九六頁に詳しい。但し、佐々木伸明氏所蔵「街田邸内系図」や、不動院墓地、千葉市在住・佐々木惣一氏(勇右衛門家継承者)所有の勇右衛門墓地と勇右衛門家位牌によると、進藤勇右衛門知英は「郡誌」のいうような初代ではなく、二代目である。これについては、本文資料九に付した解題も参考されたい。
- また旧町田村には、「月瀬萩野先生之碑」があり、この萩野月瀬は、佐藤一斎に学んだ後、吉田藩教授に就き、その致仕後、町田村の佐々木某のもとに身を寄せて、郷人に学問を教えたという。この佐々木某は勇右衛門知英、勇右衛門千濤のことだろう。
- さらに、旧町田村中島地区の不動院は、進藤氏(当時は勇右衛門家中心)が庇護する寺院であったが、筆者はその跡地の土中から、

新たに筆子塚を一基掘り起こしている。この筆子塚は、表面に「勳厚院義峯秀阿信士墓」、右面に「安永七戊戌天閏七月廿八日永代月得金一兩一分當院」、左面に「行世六十有三歳筆子六十七人播州之産俗名深尾丹治安統」とあり、安永七年（一七七八）まで（当時の勇右衛門家は、惣右衛門実延から勇右衛門知意にかけての代）に、不動院で寺子屋教授をしていた人物である。

(27) 上掲滝口光之氏「錫矢鹿門」

(28) 『郡誌』町村篇、七九三頁

(29) 勇右衛門千濤は、「性華美を好む」「書を以て称せらる。郷党下風に立つこと前代に異ならず」（『郡誌』町村誌篇、七九六頁）と評される。

(30) 『郡誌』町村篇、七九三〜七九六頁に基づいたほか、佐々木伸明氏所蔵「街田邸内系図」や、不動院墓地、千葉市在住・佐々木惣一氏所有の勇右衛門墓地と勇右衛門家位牌を悉皆調査した成果に拠る。

(31) 旧海保村上郷地区・遍照院の階段入口の両脇に現存する。

(32) 上掲錫矢鹿門の父郡平のこと。

(33) その他、同碑からは、勇右衛門家の分家「かんこう」の当主五郎七が二両一分、本家「上」の当主宗左衛門が二分、「にえ」の当主又七、「にいや」の当主勝右衛門がそれぞれ二朱出している。引田村名主立野太郎兵衛が一両二分、柏原村名主小出重左衛門、立野村名主切替長右衛門がそれぞれ二分、野毛村名主飯島四郎右衛門、今富村名主根本弥五左衛門、小折村名主早川氏がそれぞれ一分出していることから見ると、当時の宗右衛門家（のちの勇右衛門家）の資産が当地においていかに突き抜けていたかが窺えると同時に、町田村における進藤一門が全体でいかに富裕であったかも窺うことができる。

(34) 惣右衛門実延は、明和九（一七七二）年に没している。その没年齢は不明である。しかし、その父・惣右衛門又七郎が寛延元年（一七四八）に五十七歳で没していることからすると、惣右衛門実延の生まれば、正徳三年（一七一三）頃と推測して大過なからう。

(35) 惣左衛門正意の子・宗（惣）右衛門の妻。榮光院泰然了普大姉。寛延三年没。

(36) 樋口氏は、寛政七年（一七九五）説を主張しているが、氏によればほかにも天明三年説、寛政九年説があるという。『市原市史』別巻、六六三頁

(37) 二世万松齋については、「中嶋菊次郎」（『房総人名辞書』一九〇七年千葉毎日新聞社刊の影印版、国書刊行会、一九八七、六八六頁）をはじめ、斎藤延太郎氏「五井の句碑と歌碑」（『市原地方史研究』市原市教育委員会、一九六七）、高澤恒子氏「俳句の師匠・中島万松齋の筆子塚について」（『郷土史誌・上総』第十一号、上総国歴史の会、二〇一一）が貴重な聞き取り調査をしている。

(38) 先頃、旧海保村上郷地区在住霜崎博之氏が同家所蔵の「明治四捨志年・当座日記・拾号・竜吟亭」と題する日記に、明治四十一年（一九〇八）十一月八日、征矢家の最後の当主・健三（善四郎の長男）が一家を連れて当時の五井町川岸地区に移転した旨の記事を見つけている。さらには、この程、筆者の調査により、旧青柳村北青柳地区山下家（屋号「はしむかい」の子孫など）には、健三が晩年、同山下家に身を寄せて死亡したことが伝わっていることがわかった。

(39) 征矢善四郎（一八四九〜一八九七）については、『随聞隨筆・総房人物論誌』第二輯（博聞館、一八九三）二十頁、同書第三輯（博聞館、一八九三）三十三〜三十四頁、『千葉県議事史』議員名鑑（千葉県議会史編さん委員会、一九八五）四九五頁に紹介されている。また、『市原市史』中巻、五六四頁は善四郎が率いた俳句結社について触れている。その広大な屋敷は、当時掘られた銅版画から窺える（『千葉県博覧図』二六九、国書刊行会、一九八六）。

(40) 錫矢元彰（一八九五没）は、旧今富村名主・根本弥五左衛門宣胤の三男で、名を信一郎、通称を虎右衛門といい、錫矢鹿門の養子・元忠（旧君津郡奈良輪村鳥飼家出身）の養子となった。江戸期に小出領名主（千葉県立中央図書館蔵『海保村宗門人別御改帳』

一八六七)、明治以後には、学区取締り(『創立百周年記念誌』市原市立東海小学校新校舎落成創立百年記念事業実行委員会一九七七、四八頁のほか、現当主鶴矢元彰氏所蔵「假小學校設立伺」(第二十二區三画、夷隅郡勝浦町、濱勝浦村、串濱村)、地租改正総代人(上掲町田「にえ」所蔵「字一筆限地図」(一八七六)所収「記」)を務め、能書家で知られると同時に、多くの漢詩や金石文を残している。

(41) 小貫庸徳(一八三二〜一八九六)は、字は明卿、号は霞浦で、志筑藩出身。藩校で学んだ後、尊皇攘夷を鼓吹して、各地を転々とし、市原郡では、旧海保村中郷地区の鶴矢家と旧白塚村の徳藏院で漢学を教えている。明治三年(一八七〇)〜二十年(一八八七)までは、北海道で学務官を務めている(白塚村寺町地区徳藏院跡現存「小貫先生之碑」)。右記鶴矢家に墓碑が現存する。市原郡の各所のほか、北海道でも各所に碑文を残し、また鱸松塘の詩社に入っていた(『詞華集・日本漢詩』十一卷、汲古書院、一九八四、五六七〜五六八頁)。柴田清継氏「函館における王治本の詩文交流」(『武庫川国文』八十四、二〇一八)にもその詩の一部が取り上げられている。

(42) ただし、九郎右衛門家(屋号「隠居」)の当主・菊間忠広氏によると、当家には「上」の当主が孫を連れて隠居分家した家だという口伝があるという。

(43) 上掲「祖先旧記覚」では、七代目藤左衛門義文は藤左衛門茂文、弟義房は茂房となっている。

(44) 「菊間茂文」「菊間文彬」『三百藩家臣人名事典』第四卷、新人物往來社、一九八八、二〇四〜二〇五頁。『市原市史』中卷、三二三〜三一九頁

キーワード

市原市、漢文、石碑、町田、海保